

豊田市成人男性の風しん予防接種費用償還払い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定期の予防接種に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の偏在等により、麻しん風しんの定期接種第5期の対象者のうち、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者に対して実施される措置により、接種対象期間を超えて予防接種を受けたものについて、当該定期接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(償還払いの対象者)

第2条 豊田市は、次の各号の全てに該当する者（償還払いと同種のものであると豊田市が認める措置による費用の助成を豊田市以外の市区町村から受けた者を除く。）に対して償還払いを行う。

一 予防接種実施時点で豊田市に住民登録があること

二 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に抗体検査を実施し、接種が必要であったにもかかわらず、接種できなかったこと

三 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに日本国内の医療機関でMR ワクチン又は風しんワクチンの接種を受け、実費を負担したこと

2 前項の規定にかかわらず、豊田市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。

(償還額の支給等)

第3条 豊田市は、第6条第2項の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、前条第1項第3号の実費に相当する額（以下「償還額」という。）を支給するものとする。ただし、別表1の額を上限とし、接種費用が助成額に満たないときは、接種費用の額を限度とする。

2 償還額は接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、次条第1項に掲げる書類の発行に要した文書料等）は対象としない。

(償還払いの申請及び支給の方式)

第4条 償還払いを受けようとする者は、豊田市成人男性の風しん予防接種償還払い申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して豊田市長に申請しなければならない。

一 第2条第1項第3号の実費を支払った事実、その額を証明できる書類（原本）

二 償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる、接種済みの記載がある予診票（原本）

2 豊田市長は、前項の規定により書類等が提出された場合は、当該書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。この場合において、前項の規定により提出された書類等に不足があるときは、豊田市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

（申請期限）

第5条 償還払いの申請期限は、予防接種を実施した当該年度末日とする。

（審査及び支給決定）

第6条 豊田市長は、償還払いを受けようとする者から提出された書類等に基づき、償還払いの可否を審査するものとする。

2 豊田市長は、第4条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、償還払いを行うことを決定したときは、豊田市成人男性の風しん予防接種費用支給決定通知書（様式第2号）により、行わないことを決定したときは、豊田市成人男性の風しん予防接種費用不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第7条 償還払いは、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（不当利得の返還）

第8条 豊田市長は、偽りその他不正の手段により償還払いを受けた者に対し、支給を行った償還払いの返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第10条 豊田市は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定し

た償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、豊田市成人男性の風しん予防接種償還払い申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、償還払いに係る事務の実施に必要な事項は豊田市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

予防接種の種類	金額（税込）
麻しん風しん混合ワクチン	10,901円
風しんワクチン	7,304円

豊田市成人男性の風しん予防接種償還払い申請書

令和 年 月 日

豊 田 市 長 様

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (被接種者)	フリガナ		生年 月日	年 月 日	
	氏 名				
	現 住 所	〒			
	電 話 番 号				
ワクチンの種類		☐ 麻しん風しん混合ワクチン			
		☐ 風しん単体ワクチン			
予 防 接 種 を 受 け た 日		年 月 日			
接 種 費 用		円			
接種医療機関	名 称				
	所在地				
	電話番号				

※申請できるのは接種を受けた本人に限ります。

私が受領する接種費用について、下記指定口座への振込を依頼します。

振込先口座	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協								本店 支店 支所			
		金融機関コード								支店番号			
	預 金 種 別	普 通 ・ 当 座											
	口 座 番 号												
	フ リ ガ ナ												
	口 座 名 義 人												

【誓約・同意事項】 ※該当する項目に☑を入れてください。

この申請に係る住民基本台帳（申請者と被接種者が異なる場合は双方の登録事項）及び医療機関等における情報について、豊田市が必要と認めるときは調査を行うことに同意しますか。	☐ はい ☐ いいえ
この申請書を、豊田市において支給決定をした後は接種費用の請求書として取扱うことに同意しますか。	☐ はい ☐ いいえ
本申請分の予防接種費用について他の自治体から費用の助成を受けたことがありますか。	☐ はい ☐ いいえ
申請内容に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの費用を返還することに同意しますか。	☐ はい ☐ いいえ

【提出書類】

☐振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードのコピー（口座番号等確認用）

☐接種費用の支払いを証明する書類（領収書及び明細書、支払証明書等）※**原本に限り**ます。

☐接種記録が確認できる書類（予診票）※**原本に限り**ます。

※必要書類が不足している等の場合に、追加の書類を求めることがあります。

様式第 2 号（第 6 条関係）

豊田市成人男性の風しん予防接種費用支給決定通知書

令和 年 月 日

様

豊田市長

令和 年 月 日付けで申請のあった定期接種費用について、次のとおり支給することに決定したので、豊田市成人男性の風しん予防接種費用償還払い要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

支給決定額

円

【 教 示 】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。）。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。）。

様式第3号（第6条関係）

豊田市成人男性の風しん予防接種費用不支給決定通知書

令和 年 月 日

様

豊田市長

年 月 日付けで申請のあった定期接種費用について、次のとおり支給しないことに決定したので、豊田市成人男性の風しん予防接種費用償還払い要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

（不支給とした理由）

【 教 示 】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。）。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。）。